

Ⅲ. 知的財産関連人材の育成

知的財産の創造と活用を担うのは人である。今後、我が国が創造的な研究成果を生み出し、その活用を進めていくには、前述した先端技術分野等における科学技術システムと知的財産システムの改革にあわせて、それを担う専門家として、①企業における知的財産管理や技術経営の分かる専門家、②大学・公的研究機関における技術と知的財産法制が分かる専門家、③弁理士・弁護士等の知的財産に強い専門家の育成を国として戦略的に進める必要がある。

また、ビジネスセンスを持った技術系人材を育成する観点から、大学・公的研究機関と産業界とが一体となった取組みを推進するとともに、大学、行政、企業間の人材の流動性を高め、専門家人材の最適配分を行うべきである。

1. 学校における知的財産教育の推進

- 今後の教育では、知的財産の創造を促す取組みを推進すべきである。
- 初等教育の段階では、「創造への知的好奇心の誘発」、「創造性尊重」を重点とし、中等教育以降の段階で、初歩的な知的財産制度教育を進めるべきである。
- 大学等の段階では、特に理系学生に知的財産に関する基礎知識（IPリテラシー）を教育するために、大学等はカリキュラムを充実することが求められる。特に研究開発成果の特許化、発明等に関する知的財産教育に重点を置くことが求められる。この際、政府は、カリキュラムの作成、講師の派遣等により、大学等の主体的な取組みを支援する。

2. 知的財産に関する専門家人材の育成

《知的財産に関する専門家を育成する大学院の設置》

- 知的財産の創造・保護・活用の「知的創造サイクル」に一貫して対応できる専門家・実務家の育成・充実が求められている。この要請に応えるため、知的財産の権利化実務を含む法律・技術等全般にわたる実務に携わる高度専門職業人を組織的に養成することを目的にする専門職大学院(仮称)の設置が進むことが期待される。

《法科大学院・司法試験における知的財産法関連科目の充実》

- 政府は、平成16年4月からの学生受入れ開始を目指している法科大学院において、各法科大学院が知的財産法関連科目を充実するなどにより、知的財産に強い法曹の養成を行うなど、法科大学院の創意工夫により、独自性・多様性が発揮されるような制度設計を行う。また、新しい司法試験においても、法科大学院の教育内容を踏まえ、知的財産法関連科目を選択科目とすることが必要である。

《知的財産等に精通した技術系人材の育成》

- 知的財産に関連する法律実務等において先端技術の知識が重要になっており、先端技術の分かる弁理士、法曹等を充実するため、専門職大学院(仮称)、法科大学院等での理系人材の積極的な受入れが期待される。また、知的財産を活用して大学発ベンチャーの創業や企業等の技術戦略を担う技術人材の育成を強化するため、大学等の教育機関と産業界とが一体となった起業家・経営人材育成の取組みを促進する。

《知的財産に関する関係者のネットワーク化の推進》

- ライフサイエンスやIT等先端技術と知的財産の関係、マクロ経済と知的財産政策の関係等、新時代にふさわしい知的財産のあり方について研究を深めるために、法学の一分野としての知的財産法から、法学・経済学・経営学・理学・工学・医学等にわたる融合的科学としての「知的財産学」の発展を目指して、全国関係者のネットワーク化を進めることについて検討する。

IV. 関連基盤の整備

上記の知的財産の確保、活用に向けた取組みを推進するとともに、その取組みをより一層効果的なものとするために、以下の諸施策の検討が進められる必要がある。

1. 特許審査と知的財産訴訟

(1) 迅速・的確な審査

- 特許権は審査を経て権利として行使することができるので、審査は出願人の求めに応じて速やかに行うことが必要である。同時に、特許権は発明を業として実施する排他的独占権であるので、その審査は適正かつ的確に行うこともまた必要である。さらに、我が国の研究開発の成果が世界の主な国で権利化される必要もあることから、審査は国際的に見て遜色のない形で迅速・的確に行われることが重要である。
- 一方で、我が国は出願・審査請求件数とも、世界で最も多い。このような状況の中で、迅速・的確な審査を進めていくためには、特許審査官の確保等審査処理能力の増大、社会ニーズに応じた審査処理能力の適正な配分等機動的な審査、出願の質への転換を促すための所要の制度整備等の総合的な対策を進めていくことが必要である。その際、我が国の競争力を弱めることのないよう配慮することが必要である。

(2) 知的財産裁判の充実・迅速化

- 特許権等知的財産をめぐり紛争が生じた場合、その早期解決は知的財産の実効性を確保するために不可欠である。そのために特許権等の有効性についての特許庁と裁判所の権限分配について、紛争の一回的解決を視野に入れた検討を行う必要がある。

- 東京・大阪両地方裁判所への特許侵害裁判の集約、高等裁判所の専門的処理体制の強化を推進し、更に、ノウハウ等の保護に配慮した証拠収集手続の拡充、著作者等の権利の実効性を確保するための損害賠償制度の強化、裁判所における知的財産分野の専門技術的知見を有する専門家の活用などについても、その実現に向けた検討を行うことが必要である。

2. 著作権システムの充実

- 著作権は、論文、コンピュータ・プログラム、データベースなどの研究成果物について、登録が無くても保護される権利であり、世界の多くの国々において同時に保護されるものであって、研究活動にインセンティブを与える上でも、経済を活性化する上でも重要な制度である。
- 我が国における著作権の保護は、インターネットへ対応しているが、情報伝達手段等の発達・普及に伴う著作物等の創作手段・利用形態の変化・多様化等に対応し、適切な保護等をさらに進めることにより、創作者のインセンティブの確保を図ることが必要である。
- 著作物の創作時・流通時における契約システムが未発達であることから、権利者や利用条件等が曖昧となり、適切な保護や円滑な利用の促進に支障が生じるケースも指摘されている。このため、研究機関等においては、研究活動の成果物である論文、コンピュータ・プログラム、データベース等について、権利者や利用条件を明確にするための適切な契約システム・表示システム等を構築する努力を支援することが必要である。

3. ノウハウ等の保護

- 企業においては、自社のノウハウのみならず、顧客のノウハウの取扱いも含めて、ノウハウ等の流出防止のために管理体制・内部規程等を整備・適正化する必要がある。特に、製造部門の現地化に伴う現地指導のための自主的なノウハウ等の持ち出しにおいては、自社に留めておくべきコア的ノウハウと持ち出し可能なノウハウとを事前に選別するなど、ノウハウ等の営業秘密の海外流出に特に注意する必要がある。
- 政府においては、ノウハウ等の保護制度の強化（民事・刑事の両面で）に向けた法的検討を行う必要がある。同時に、途上国におけるノウハウ等の営業秘密の保護強化に向け、相手国政府に対してノウハウ等の営業秘密の保護を図る制度整備を促す等の取組みを強化する必要がある。

4. 知的財産制度の国際的側面

- 先端技術分野の審査基準等をはじめとした各国知的財産制度の調和、特に米国の先発明主義など、我が国企業にとって負担の大きい不利な制度の是正を引き続き求めていくべきである。
- 出願人の海外出願コスト削減と、各特許庁の審査負担を合理的に軽減するために、世界特許システムの構築に向け、1つの国際出願で複数の国で特許をとる手続きを簡素化することができる WIPO の特許協力条約（PCT）の改善や、先進国間の審査結果の相互活用などに積極的に取組み、特許制度の調和を図る必要がある。
- デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権保護のため、現在 WIPO で検討中の新条約の議論に積極的に参画し、インターネット上での著作物等の無断複製や送信行為を防ぐための権利や技術的保護手段に係る義務等を明らかにする必要がある。

- アジア諸国等における我が国特許・商標・著作権等の保護のために、WIPOの関連条約への加入・実施、並びに知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)の実施を働きかけるとともに、模倣品・海賊版対策の推進に取り組むべきである。

5. 知的財産基本法

- 知的財産戦略は、我が国の産業競争力の強化、経済の活性化を果たすために重要であるとともに、幅広い範囲にまたがり、関係者も多いことから、関係府省が連携して計画的、総合的に知的財産政策を実施するために、知的財産基本法(仮称)の制定が必要である。

知的財産戦略専門調査会名簿

会長 井村 裕夫 総合科学技術会議議員
桑原 洋 同
吉川 弘之 同
吉野 浩行 同

(専門委員)

相澤 英孝 早稲田大学教授
秋草 直之 富士通株式会社代表取締役社長
荒井 寿光 日本貿易保険理事長
新井 賢一 東京大学医科学研究所所長
浮川 和宣 株式会社ジャストシステム代表取締役社長
江頭 邦雄 味の素株式会社取締役社長
江崎 正啓 トヨタ自動車株式会社知的財産部長
齊藤 博 専修大学教授
竹田 稔 弁護士
田中 信義 キヤノン株式会社常務取締役
中島 淳 弁理士
野間口 有 三菱電機株式会社代表取締役社長
廣瀬 全孝 産業技術総合研究所
次世代半導体研究センター長
藤野 政彦 武田薬品工業株式会社取締役会長
松重 和美 京都大学教授
山本 貴史 株式会社先端科学技術インキュベーションセンター
代表取締役社長